

## 第6回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成24年3月23日(金) 14:00~16:45  
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室  
出席者 委員: 常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、佐藤委員、  
篠田委員、本田委員、丸子委員  
事務局: 青木審議官、内閣参事官ほか  
傍聴: 財務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省ほか

### 議事

#### 1 国民理解を促進するための活動について

##### (1) 毎日新聞社 人羅格論説委員から説明

- ・ 北海道外におけるアイヌの歴史、文化についての認知度、知識は、残念ながら漠然としているのが実態。政治的なトピックに偏りがちで暮らしや文化についての情報発信は盛んとは言えない。関係者の歯がゆい思いは理解できるが、北海道外においてはメディアに露出しにくい状況は否めない。
- ・ 広報啓発の目的を押さえることが肝要。第1にアイヌの歴史についての正しい理解を深め、文化への敬意を払ってもらうこと。2点目は民族の文化に広く親しみを持ってもらうこと。
- ・ アイヌ民族の文化や暮らしなどについて親しみをもってもらううえでネットの活用はやはり重要。強制でなく、関心があるときに触れられる利点がある。
- ・ 正確かつ理解を深める情報が、必ずしも効果的に発信されていない。その一つの例が動画。先日の部会でアイヌの歌唱は、一つの瞬間に違う音が同時に流れ、とても感激するとの記述があった。私も聞いてみたくなりネットで調べたが、動画などの情報に辿り着かない。北海道内でアイヌ語教室が放送されていることはよい試みであるが、実際に聞いてみると、やはり専門的な印象がある。アイヌの人が「こんにちは」「おはよう」や食べ物の名前をどういうのか、といった基本的なことをすぐに動画で見られる環境は乏しい。
- ・ 公的セクターについては、例えばアイヌ総合政策室のサイトでアイヌ民族に関する公的情報発信を行う国土交通省、文部科学省、北海道大学、北海道庁など各種情報の窓口機能を担うことも一案ではないか。
- ・ アイヌ文化交流センターのサイトは、道外イベントの情報発信のセンターたり得る。例えばつくばエキスポセンターで「アイヌの星」という催しがあったが、この情報が、天文ではなくアイヌに関心のある人にどれだけ触れたかは疑問。アイヌ文化振興・研究推進機構などで歌や挨拶といったものに簡単に触れられる動画情報提供をもう少し拡充してはどうか。
- ・ 触れあうという点で、食文化は大きな要素。沖縄の文化や暮らしは知識としても全国的に普及しており、一つのモデルになる。トノトというお酒があるとのことだが、お酒は文化の象徴の一つなので、全国的に関心をもってもらう契機となり得る。アイヌ文化交流センターの立地をより活かした活動、道産品を扱う店舗が首都圏にはいくつかあるが、そういうところにスペースを取るような工夫ができないか。
- ・ 次世代を担うこどもたちに、アイヌについて知ってもらうことは重要。ある有名なアニメの主人公がアイヌの衣装をまとっている品物が北海道にあることを知ったが、全国的な波及力がある。
- ・ 民族共生の象徴となる空間には、子どもが広々と遊べる環境、子どもが喜ぶ環境に配慮してはどうか。

##### 主な意見

- ・ 読者の関心で記事の選択が左右されるとするならば、例えばアイヌ政策について丁寧にフォロー

するとか、あるいは文化面等でアイヌ文化の紹介記事を連載するなどということは、やはり難しいということか。

- ・ アイヌを扱った書籍等の内容に誤解等がある場合は、どう捉えていったらいいか。
- ・ ポータルサイトをつくって周知を促進するという話だが、ネットそのものの形態がどんどん変わっている。今後どのように変わっていき、それに対してどのように広報戦略を立てたらよいとお考えか。
- ・ 北海道の記者の方がこの部会を取材に来て、全国紙にはほとんど載らない。全国紙で取り上げていただけたら、それが一つの広報効果になる。
- ・ 全国紙、とりわけ東京本社に、アイヌについて関心を持つ記者を配置していただくことは可能なものか。
- ・ 全体として、アイヌ、先住民族の像を結ぶ戦略が必要だと思う。発信する側の記者をどのように広げていくか。そのための知恵はあるか。
- ・ 新聞は、話題性がなければ書かない。話題性があると書きやすく、全国紙にも載るのだから。歴史と文化を語っても、そうなんだ、と思う程度で通り過ぎる。だから、食、トノト、そういうものを復活したらよいのではないかという話をありがたく思いながら聞いていた。
- ・ 全国紙は、地方紙に比べてアイヌについての記事が少ない。同じ読者層をターゲットにしているのに、どうして違いが出るのか。
- ・ 全国紙は、やはり全国ニュースが基本で、その中の限られた紙面が地元用に割かれているということで、地元紙とは基本的な構成が違う気がしなくもない。
- ・ 御指摘の、「決定的に不足している「道外」のアイヌの民族情報」、「広報、啓発の目的を明確にすべき」、「基本的知識の普及の重要性」の三点は、まさに、マスコミにそっくり当てはまることだと思う。言論の府としての新聞がなすべきことはまさにこれなのではないか。
- ・ メディアが国民に与える影響は非常に大きい。正しい歴史、文化の認識が国民に不足しているという話があったが、まさに、これをやっていただけるのはメディアだと思う。2007年の国連決議、2008年の国会決議を、多くの国民は知らない。先住民族とは何なのか、どんな歴史があったのか、わからない。全国的な情報発信についてよろしく願います。

#### 主な意見に対する回答

- ・ 新聞の場合は、関心のある記者がいるかどうか、という要素が実際には大きい。(さまざまなメディアや媒体から情報が発信される中で) 正確さをどこまで期すかは難しい問題だ。詳しい人から見ればおかしいところがあっても広い意味で関心をもってもらう目的にかなうのであれば、許容範囲を広くすることもひとつの考え方ではないか。
- ・ ネットによる発信は最低限、もう少しできることがあるのではないか。将来的な発展を見越した高度なネットの活用も別の議論としてはあるのかと思う。
- ・ 詳しい知識を持つ地元などの記者が、記事を書くことが本道。一方で新聞の地域性を考えた場合、東京から直接情報を発信することも重要。
- ・ 安定した情報の発信を考えた場合、学芸、文化欄などが重要に思われる。

#### (2) 北海道大学観光学高等研究センター 山村高淑准教授から説明

- ・ ICOMOS (国際記念物遺跡会議) という国際NGOでは、国際的な様々な議論、特に国連

における人権に関する議論や先住民族の権利回復に関する議論などを踏まえ、文化遺産の保護とツーリズムとの基本的関係についての憲章をうちだしている。この憲章は、今後、我が国においてアイヌ民族が主体となってツーリズムを進めていく上で重要な見地を提示していると考えているので、紹介したい。

- まずツーリズムとは何か。当然のことながらツーリズムは産業であるが、より深い部分で、「最も重要な文化交流の手段」という定義が憲章ではなされている。では、文化観光の対象とは何かというと、博物館、美術館のみならず、現在の生活習慣、都市や農村の空間、有形無形の文化、こういったものを幅広く含む。ツーリストの体験は、必ず文化的な内容を含み、それ故に、あらゆる観光は文化観光といえるのではないかという議論がなされている。
- そして、重要なコンセプトとしてアクセスという概念が出てくる。「自然遺産、文化遺産とは、歴史を物語る物質的、精神的資源である。それらは現代社会においても重要な役割を持っており、誰もが、物理的、知的、感性的にアクセスできるようにしなければならない」。この「誰もが」という部分が重要で、観光客のみならず、地元の人たち、国民全て、世界中の人々が、こういった遺産の価値にアクセスできるようにしなければならないとされている。そして、その文化遺産の価値をどのように伝えるのかといったときに、「現代の教育、メディア、技術を用いたり、歴史・環境・文化に関する情報を個人の語りを通してたりすること」で感性面に訴えていくことが重要であると述べられている。
- さらに私が重要だと思うのは、この憲章において、ホストコミュニティと先住民族の積極的関与の必要性が明文化されている点である。こういった憲章が、広く日本国内の観光現場で共有されなければならないと考えている。
- では、なぜ、文化遺産を管理、活用、公開していかなければならないのか。それは、ひとえに、文化遺産の重要性と保護の必要性を、ホストコミュニティとビジターの双方に理解してもらうことにある。社会一般の理解が得られないのであれば、文化を継承することに対する財政支援、社会的支援、政治的支持を得ることは難しい。私なりの解釈だが、観光振興とは、そういった意味における、ファン、サポーターづくりにほかならないと考えている。
- 先ほどアクセスということを申し上げたが、この憲章では、アクセスには3つの様態があるとされている。一点目は、そのものを見ることができ、そのものに触れることができる、という物理的なアクセス。二点目は、知識を得る、という知的なアクセス。これには現場での学習のほか、遠隔地での事前・事後学習も含まれる。三点目は、これが非常に重要だと思うのだが、感情的、感性的アクセス。現場あるいは遠隔地で対象に対する親しみ、親近感を得るというアクセス。これら三点のバランス、相互補完の仕組みを考えていかなければならない。
- 物見遊山的な観光から、よりソフトなコンテンツを重視したツーリズム、本質にアクセスするためのツーリズムの在り方を考えなければならない。そのためには、個人の語りを通して文化の本質に触れるということが非常に重要になってくる。情報通信技術の発達に伴い、世界中の先住民族社会が、自分たちの価値を国際的に発信できるようになるなど、ツーリズムの在り方も変わってきている。
- 私どもは、北海道において、アイヌの方々と共にモニターツアーを実施しているが、ツアー参加者、特に若い世代の方に、アイヌ文化に興味を持ったきっかけを聞くと、学校教育や専門書で、という方は少数派で、マンガ、アニメ、ゲームで、という人がかなり多い。

あるゲームには、アイヌ民族のキャラクターが出てくる。そして、ゲームのファンの人たちが、ブログで情報を発信しているのだが、その中で、ゲームを通してアイヌ文化に興味を持ったある方は、自分なりにいろいろと調べて、白老のアイヌ民族博物館に行くべきだ、と書いている。このような興味の持ち方は、我々が議論をするときには無視されがちだが、現実として非常に大きな割合を占めている面がある。

もう一つの例は、マンガ。発行部数の非常に多いある雑誌に連載されていたマンガにも、アイ

ヌの若者が出てくる。アイヌ文化の描かれ方の正確性には問題があるが、このマンガの読者の多くが、違和感なくアイヌ文化に対し興味を持ち、しかもアイヌやアイヌ文化に対しマイナスではなくプラスのイメージを持つようになっていて、という点にはやはり注目すべきだ。

- その一方で、興味があつてツアーに参加したが、それきり来なくなってしまったという残念な例もあった。これは、ツアーを運営する側のプログラムのつくり方の難しさだと思う。歴史的な、堅い部分を最初がっちり説明してしまうと、そのテーマが自分には重すぎるということで来なくなってしまふ。これは新しいファンを得る上で残念なこと。こちらが提供する題材と相手のニーズ、マッチングを考える必要がある。
- また、この文化、言葉にはこういう意味がある、ということを説明する資料を一生懸命用意しても、心に残っている人がほとんどいないという例が結構多い。それよりも、アイヌの方とお茶を飲んでお話しできたことが一番楽しかった、心に残った、とのこと。やはり、人の顔の見える語りの重要性、感性的なアクセスが重要ではないかと思っている。
- 宮城県の白石城主であった片倉小十郎は、地元では非常に有名だが、全国的にはほとんど知名度がなかった。この武将が、あるゲームで、とてもかっこよく描かれた。これによって何が起きたかという、若い女性のファンが、片倉小十郎ゆかりのものに触れたいということで、現地に赴き、旅行者が増えた。地元でも、バスにゲームやアニメの画像を用いてラッピングを施したりしている。また、片倉小十郎に関する祭りを新たに作り、合戦の様子を再現する中で、ファンも参加できる仕組みをつくった。こうしてゲームで興味を持って、実際に地元を訪れ、本物に触れることで、史実にも少しずつ興味をもってもらえるようになってきている。

また、それまで全く観光地でなかった町を舞台にアニメが製作されたところ、いわゆるオタクの男性が大勢その町を訪れるようになったという例もある。そこで、地元の人たちが、興味をもって来てくれた彼らを巻き込んでおもしろいことができなにかということで、住民票を発行したり、アニメのキャラクターの神輿をファンと一緒につくり、ファンにも祭りに参加してもらったりと、まちおこしが今でも続いている。こうした例も、観光でその地を訪れたことをきっかけとしながら、地元の人と接するうちに、より深い部分にアクセスしていける非常によい例だと思っている。

- ツーリズム、観光を考えていく上で、文化を商品化することは文化の破壊になるのではないかと、という議論が昔からあるが、私は、仕組みさえしっかりつくれば両立は可能だと思う。商品をつくるだけではクオリティは担保できない。本物がきちんと残っているからこそ、それを商品化したものの価値も出る。そして、その商品によって、より幅広い人たちに本質を知ってもらえる。この両者の間のうまい仕組み、伝統的な文化と観光面で商品化された文化とのよりよい関係、特に、観光で得た収益を文化の保存に回せる仕組みを上手に設計していくことが重要になってくると思う。利益を、観光振興だけではなく、資源そのものの保存・継承に再投資できる仕組みをつくるのが重要だと思っている。

## 主な意見

- ホストコミュニティと先住民族の関与に関して、具体的な事案においては、そこに参加すべき先住民族をどのように定めるのかという問題があると思う。例えば、アメリカのあるリザベーションを舞台とする観光の場合には、そのリザベーションを管轄するトライブが代表して関与することがあり得るだろうが、組織的に必ずここが参与すべきということが誰の目からも明らかであるとは言い切れない場合は、どのようにしたらよいか。
- 観光は、一種の流行と言えは語弊があるが、ピークが繰り返されるという面があると思う。人が来る時期と、全く来ない時期がある。これをどう捉えたらよいか。
- 様々なマンガ、アニメなどを巻き込んでいく、そういう具体的なプロジェクトに入りこめればありがたいと思うと同時に、キャラクターの描かれ方によっては、アイヌ民族であるという

ことがピンとこない場合がある。簡単に基本的なものを押さえられるガイドラインがあればありがたい。

- ・ 結局は、財源が問題となる。アメリカなどの諸外国では、カジノの利益が先住民族のための財源として活用されている例が多い。日本でもカジノが議論されているが、この話が全然出てこない。そして、何よりも、北海道が全国で誘致競争をしている中で、利益はアイヌの方が活用できる財源とするという理論構成ができれば、誘致も有力になるのではないか。財源の問題を常に一緒に考えてもらえればありがたい。
- ・ 一番思ったことは、枠にはめない、ということ。マンガにせよアニメにせよ、物事を広げて考えていくことが先生の発想だと思っている。歴史、文化よりもお茶のほうに印象に残るともおっしゃっていたが、やはり、そうだな、と。トノトの話もされていたが、そういったものの活用も考えられると思った。
- ・ 知的財産の問題は重要。チェック機関があればいいとは思いますが、全てを引き受けると身が持たない。そこで、前から思っていたのは、引き受ける代わりに、キャラクターのデザインを、チェック機関のポスターに使わせるなどの権利をチェック機関に与えるということにしておけば、アイヌのキャラクターを一堂に会したポスター、お祭りができるかもしれない。そういうことも御検討いただきたい。
- ・ ことさら開拓ロマンを強調する札幌観光の問題、との指摘があるが、具体的な例を。
- ・ アイヌ文化期は縄文の系譜といわれているが、擦文と縄文との関係、そのあたりをどうお考えか。

#### 主な意見に対する回答

- ・ 参加すべき先住民族をどのように決定するかという点は、非常にデリケートな問題。参考となるのは、ニュージーランドのマオリの例。ここでは、部族集団の上に更に大きな集団があるという入れ子構造になっており、地域に居住する先住民族が当面の管理はするが、そこで得た利益を、より上位の集団に還元できる体制、しかもツーリズムだけではなくて、医療、教育などに還元できる体制をつくっていくということが、トラストなどの形をとって活発に行われている。
- ・ やはり、箱物の施設は、ブームの煽りをもろに受けると思う。一度見たらもういい、というのがツーリストの一般的な心情。あるものを見たら、次はもっと新しいものを見たいというところがある。観光で来てくれた人（ツーリスト）を、如何にして、その地域をサポートしてくれる人（ファン）に移行させるのか、というところに重要なポイントがあると思う。最初は観光という切り口で来てもらうのは良いと思うが、そこで地域の人と接したり、文化の奥深い面に参加したりすることによって、参加者が、自分はツーリストではない、自分の愛すべき土地に来ている、と感じられるようになるかが重要ではないか。そのようにシフトさせていくことが重要になってくると思う。
- ・ 例に出したアニメでは、武将がかっこよく描かれ過ぎており、衣装や時代考証もあいまい。しかし、裏にある歴史的な物語、主従の関係など、本質的な面はぶれずにしっかり描かれている。見た目のかっこよさに惹かれつつも、裏にある深い世界に引き込まれていく、ということがある。
- ・ いわゆるマンガやアニメは、きっかけとしてはいいのだけれども、本質をそこからどう伝えていくかということに関しては、議論がなされていないと思う。一方では、クリエイターの表現の自由を担保し、自由経済に則ることで作品のおもしろさ、層が厚くなるということがある

と思うが、他方で、正しいことの説明、解説を加えていく仕組みがやはり必要なのではないかと思う。

- ・ 財源の問題も非常に重要。やはり北海道は、特区として、何らかのことをどんどんやっていくべき。そして特区の重要な目玉として、アイヌ文化を振興していくという位置づけは非常に重要だと思う。例えば、言語について、北海道だけでもアイヌ語を公用語と位置づけてアピールしていく。それがひいては観光のブランド化につながるし、北海道の差別化、高付加価値化にも繋がるのではないかと思う。
- ・ 体や舌で感じるものは、頭で理解するものよりも忘れないという面があると思う。
- ・ 複製芸術は、安価かつ大量にコピーができる。著作権制度を整備しておくことで、コピーの売上げの一部がオリジナルの作者に入り、それによって、オリジナルの作者が、より質の高いものをつくるための収入を得られる。観光においても、それと同じようなまい仕組みをつくることができないか、と思う。
- ・ 例えば札幌市内の北海道大学という観光地。ここを訪れる観光客が見て回るのは、ほとんどが、クラーク博士、ポプラ並木など明治の開拓期の記憶。それで終わってしまう。しかしながら、よくみていくと、メムの痕跡があって、サクシュコトニ川が流れていて、鮭漁の跡が出土した場所もある。これまでそういったものを観光客に語ることも、語るための資料も、十分ではなかった。札幌市内を回るとき、明治の色で染められたツアーをせざるを得ないのが現状。そうではなくて、この地には続縄文からアイヌ期、そして現代に至る歴史の重層があって、現在でもそれを垣間見ることができる。既存のツアーにさりげなくアイヌ文化を入れ込んでいくことで、都市の中でもこういうものを見られるということを実施していきたいと思っている。
- ・ 縄文も続縄文も擦文も、アイヌ文化の直系の先祖のものであるという言い方がある。しかし一方で、考古学の専門家からすると、出土品からその連続を証明することは現段階では、学術的になかなか難しい。証明されていないことが独り歩きしても結果として文化振興においてはマイナスの影響が出る。また証明すべく頑張っている研究者もいる。現段階では、議論がどちらに偏っても誤解を生じさせる可能性がある。このあたり、どこまで、何によって証明できているのか、という事実関係については、客観的な事実を並べることで、旅行者に選択肢を与えて考えてもらうことが、今の段階では重要なのではないかと思う。ガイドはその手助けをするべきだと思う。

#### 確認事項

- ・ 次回以降の部会においては、これまでのヒアリングの内容を踏まえて、今後の取組の方向性等について検討を行う。

## 2 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の展開について

### 事務局から説明

#### (1) 「高等教育機関への進学支援」について

- ・ 現状としては、特に若い年齢層（29歳以下）の高等学校や大学に通った人の割合について、北海道外のアイヌの人々と全国一般の人々との間には顕著な差が見られ、制度の周知も含めて、奨学金等の制度についての要望は多い。
- ・ これまでの部会における議論としては、①アイヌの教育水準の底上げを図るための支援。②大学等においてアイヌ文化を学ぶ学生等に対する支援。③修学支援制度の周知、利用促進、などがある。
- ・ 検討に当たって留意すべき事項としては、①日本学生支援機構の奨学金事業や北海道アイヌ奨

学金事業等との関係。②対象者をアイヌに限定する奨学金事業に係る個人認定の在り方。③アイヌ文化を学ぶ学生等に対して支援する場合は、対象者がアイヌに限定されないため、アイヌ子弟の大学進学率の向上に寄与しない可能性もあること、などがある。

## (2) 「生活等の相談に対応する等の措置」について

- ・ 現状としては、北海道内と比較して、アイヌの人々が困ったこと等を相談できる環境が整備されていない。
- ・ 部会における議論としては、①北海道外における生活館の整備。②北海道外における生活相談員の配置等、生活相談体制の充実、などがある。
- ・ 検討に当たって留意すべき事項としては、①生活館の実施主体は市町村であり、実施に当たっては市町村の理解、協力が必要であること。②現行でも自治体等には様々な相談機関があり、例えば生活相談員を導入するとなった場合、それらとの関係をどう整理するのか検討する必要があること。③生活館は、北海道のアイヌ地区及びその周辺地域の住民の生活環境の改善を目的としたものであること。④生活館の施設整備及び運営に係る補助金は、一括交付金化の議論の対象となっていること、などがある。

## (3) 「安定した就労への支援」について

- ・ 現状としては、北海道外のアイヌは、派遣社員やパート、アルバイト等の比率が、北海道及び全国と比較しても高くなっている。
- ・ 部会における議論としては、①職業相談員の配置等、就労支援体制の充実。②一般施策の活用促進、などがある。
- ・ 検討に当たって留意すべき事項としては、①職業相談員の相談対象は、特定の分野、属性の方には限定されないものであること。②雇用における公正な取扱いの要請との関係、などがある。

## (4) 「アイヌ文化伝承等への支援」について

- ・ 現状としては、アイヌの人々が居住地に左右されず、文化振興や伝承等を担えるようにすることが求められている。
- ・ 部会における議論としては、①北海道外においてアイヌの文化伝承を行うことができる場の確保。②北海道外においてアイヌ文化を学ぶことのできる機会の充実。③研究機関等におけるアイヌ語等の研究体制の充実、などがある。
- ・ 検討に当たって留意すべき事項としては、①現在の施設における利用上の制約。アイヌ文化交流センターは、火気の使用が禁止されており、火気を用いた調理や儀式を行うことができない。②北海道外での実施を希望する講座に対するニーズ。講座の拡大を検討するに当たっては、ニーズをきちんと把握する必要がある。③アイヌ文化振興・研究推進機構が北海道外で実施する事業に対しては、北海道の理解、協力が不可欠であること。④アイヌ語等の研究体制の充実については、研究機関等に対する国の関与の在り方を考慮する必要があること、などがある。

- ・ アイヌ文化交流センターは火気の使用が禁止されていること、また、関東のアイヌの方々から、東京にアイヌの文化施設をつくってほしいという要望が寄せられていることを踏まえて、内閣官房において、東京都特別区の区域内において活用可能な公共施設等についての調査を実施した。調査結果のポイントを簡単に申し上げると、回答のあった施設のほとんどは、地域住民の利便に供するための公民館等の既存施設であり、遊休施設についての回答は得られなかった。

キッチンが備えつけられている公民館等は多く、調理を行うための火気使用は可能であるが、儀式等を行うための火気使用は不可とのこと。なお、屋外での火気使用については、河川敷の活用可能性についていくつか情報が寄せられた。

特別区が管理する施設においては、利用条件として、利用団体の構成員の一定割合が、区内に在住、在勤、在学する者であることを定めている例がほとんど。

なお、今回の調査対象には含まれないが、いくつかの特別区から、特別区の区域外に保有する、

廃校を活用した保養施設などについての情報をいただいた。

## 主な意見

### (1) 「高等教育機関への進学支援」について

- ・ 説明を聞く限り、道外のアイヌの子供たちのために奨学金制度を実施する意志がないとしか伝わってこない。
- ・ 北海道が実施しているアイヌ修学資金事業は、保護者が北海道内に住んでいなければ貰えない。道外の若者が大学に進学するときに、国において、道と同じような奨学金事業をつくることのできないのか。  
もう一点は、教育水準の底上げを図るための支援として、奨学金事業を念頭に置いていると思うが、札幌大学のようにアイヌの子弟に対して奨学金制度を設けている大学に対して、何らかの支援をできないか。アイヌの若者に奨学金を出している大学を支援するということになれば、そういう取組を行う大学が増えていくと思う。国からの支援があれば、システムとしても動かしやすくなるので、是非ともそういう制度をつくっていただけないかと思う。
- ・ ただいまの意見は、北海道が実施している奨学金事業の対象とはならない北海道外の学生に対して、国直轄の奨学金制度ができないかということかと思うが、もう一つの可能性としては、北海道が実施しているアイヌ修学資金事業は、親権者が道内に居住することが要件となっているけれども、例えば、親は東京にいるが子供は北海道の大学に通う場合には支給対象とする、などの改善を促すことができないか。
- ・ 北海道が実施しているアイヌ修学資金事業を全廃して、新たに国が、北海道を含む全国を対象とする奨学金制度をつくるということも考えられるのかもしれないが、現行制度を存置しつつ改善していく方法を第一段階として考えていくべきで、それで十分な結果が得られそうになれば、第二段階として、国において全国を対象にしたものを考えるということになるのかと思う。  
日本学生支援機構の奨学金事業には、以前は研究職等に就いた場合には返還が免除される特例があったが、現在は廃止されている。それが公平の観点からの措置であったとしても、先住民族政策として教育支援を行うことを考えた場合に、同じ意味で、アイヌを特別に扱うことはできないといえるのか。
- ・ アイヌ文化を学ぶ学生等に対する支援は、アイヌ以外への支援も含まれるとはどういうことか。
- ・ 全国のアイヌが学歴をアップさせるための奨学金制度は必要だが、そのほかに、自らの文化を学ぶための奨学金制度があってもいいと思う。
- ・ 教育水準の底上げを図るためにアイヌにターゲットを絞った奨学金制度と、アイヌ文化の振興を促進するための奨学金制度、これらは制度の目的が違うものであるから、両立するのだろうかと思う。

### (2) 「生活等の相談に対応する等の措置」について

- ・ 民生委員に対する研修に、アイヌの人々の実態を項目として入れることはできないか。  
また、アイヌ文化交流センターに生活相談員、民生委員に集まっていたいて、生活相談を受けつけられないか。地域の民生委員との接触がない場合には、そのようなところで生活相談に応じることも必要ではないか。
- ・ 東京都の人権相談員は、東京都内に住むアイヌの方からの相談にしか対応できないのが建前。しかしながら、アイヌは東京だけではなくて、首都圏、関東圏に分散して住んでいる。道外のアイヌの相談員に関しては、その活動範囲を広げてもらわないと話にならない。  
また、アイヌ文化交流センターのような、不特定多数、相談希望者以外の方が出入りする場所



に相談員を置くというのはいかなるものかと思う。相談員と立ち話をしただけで噂の元にもなるので、相談以外の目的を有する場所は避けた方がよい。

### (3) 「安定した就労への支援」について

- ・ 雇用主への助成金制度がほとんど使われていない。職業相談員についても、生活相談員とあわせた形での研修が必要ではないかと考える。
- ・ 端的に、アイヌは、デジタル機器へのアクセスが遅れている。道内では、機動訓練などでITなどについての研修の機会があるが、そういうものへの誘導の便宜を考えられないか。
- ・ 職業相談員は大括り化されており特定の分野に限定されない、というのは事実と違う。札幌市内にハローワークが3つあるが、アイヌ職業相談員ということで活動している。調べてほしい。
- ・ 私も、北海道では、アイヌを対象とした特定の職業相談員を置いていると理解している。限定されないというのは、北海道外における考え方ではないか。

北海道外における考え方であるとしても、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史認識を示した国会決議の内容に立ち返ると、その考え方には納得できない。日本の先住民族アイヌという観点での考え方があるべき。

### (4) 「アイヌ文化伝承等への支援」について

- ・ アイヌ文化交流センターは重要な施設であり、センターの事業を拡大していく必要はあるだろう。そこで、例えば、関東あるいはその周辺のアイヌの人々を含めた、文化伝承や言語の発表活動をもっと実施できないか。また、アイヌ文化を学びたい人々の研修の場としてセンターを使えるのではないか。
- ・ アイヌ文化交流センターは、首都にあるアイヌ文化の情報発信の場として、より一層機能すべきだということと、文化伝承、発表の場としても活用できないのかという御意見かと思う。  
それに関連することでは、センターは面積的には広いところではないので、そういった活動を行う際には、必要に応じてそれ以外の場を確保することも考えられる。
- ・ 財団の事業には、全額補助もあれば、実施者が半額を負担しなければならないものもあり、その負担が大きくて事業を断念せざるを得ない場合がある。全額補助とする余地はあるのか。
- ・ 首都圏のアイヌが求めているのは、公共の施設を使わせてほしいということではない。誰かとの共有ではなくて、アイヌが最優先で使える場所、女の手仕事、料理、カムイノミ、イナウケ、そういうことを周囲に気を遣わずにできる場所がほしいというもの。

## 主な意見に対する回答

### (1) 「高等教育機関への進学支援」について

- ・ 北海道が実施しているアイヌ修学資金事業に改善の余地があるのかどうかということについては、北海道に確認することが必要。
- ・ 「大学等においてアイヌ文化を学ぶ学生等に対する支援」ということになると、そこには当然、アイヌ以外の方も入ってくる可能性がある。そうなると、アイヌの大学進学率の向上には必ずしも寄与しないことになるので、その点を問題提起させていただいたもの。

### (2) 「生活等の相談に対応する等の措置」について

- ・ 民生委員にアイヌの歴史、文化を理解してもらい機会を設けることは、一つの対策として考えられる。ただし、仮にそういう研修を実施する場合、よいパンフレット、研修テキストを準備できることが必要だと思う。

- ・ 民生委員の身分は非常勤の地方公務員であり、活動範囲は指定された地域ということになるので、例えば、民生委員の方がアイヌ文化交流センターで、関東近辺の方々を全て対象にして相談を受けつける、となるとなかなか難しい。身分と活動範囲についての整理が必要になると思う。

(3) 「安定した就労への支援」について

- ・ 職業相談員の配置の考え方については、関係省庁に確認の上報告する。

(4) 「アイヌ文化伝承等への支援」について

- ・ 財団事業の負担割合についての御指摘は、助成を受ける際に自己負担が生じることについてのことかと思うが、説明は、留意事項として、財団が実施する事業の財源を北海道が負担していることがあるということを指摘させていただいたもの。
- ・ 施設については、専用のものが望ましいのかもしれないが、現に、火を用いた儀式などを実施したくてもできないということがあるのであれば、当面は、こういった施設を借りて実施するというのも選択肢の一つとしてあるのではないかと。

**確認事項**

- ・ これまでの部会における議論として本日まとめていただいたこと、また、本日の委員意見については、事務局及び関係省庁において、これから更に検討を進めていく際の参考にしていただきたい。

検討状況については、次回以降の部会で報告してもらいたい。その報告内容を踏まえて、本部会においてさらに検討を行い、必要に応じて意見を述べる等の対応をさせていただくので、よろしく願います。

**3 民族共生の象徴となる空間の具体化については、次回に延期**

- ・ 次回は4月27日（金）に東京都内で開催

(了)